

平成 25 年 3 月 15 日 (金)

牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しについて

【経過】

BSE対策については、対策開始から10年以上が経過し、国内外のリスクが低下してきた。こうした状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、BSE対策の見直しが行われました。

【主な改正内容】

- BSE検査対象月齢が20月超から30月超へ引き上げられたこと
- 特定部位が見直しされたこと

＜現行＞		＜見直し後＞	
特定部位		30月以下	30月超
頭部	舌	非該当	非該当
	頬肉	非該当	非該当
	扁桃	該当	該当
	舌、頬肉及び 扁桃以外	該当	該当
脊髄		非該当	該当
回腸遠位部		該当	該当
脊柱		非該当	該当

※「非該当」の部位は食用利用が可

- と畜検査申請書の記載事項に、月齢、出生年月日及び個体識別番号が追加されたこと

【輸入措置の見直し】

- アメリカ、フランス及びカナダについては、30月以下の牛の肉及び内臓が、また、オランダについては、12月以下の牛の肉及び内臓が輸入可能となりました。

【その他】

- 食品安全委員会では、BSE検査対象月齢について、30月より引き上げた場合のリスクについて審議中であり、その答申を受けて、更なる月齢の引き上げが行われる予定です。